12 自立訓練(生活訓練)

(1) 人員に関する基準

□ 生活支援員(健康上の管理などの必要がある利用者がいるため看護所については、生活支援員及び看護職員の総数) 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を6で除した数と口に掲げる た数の合計数以上	
70,500 111,500)利用有の剱をIUでぼし
イ ロに掲げる利用者以外の利用者 ロ 宿泊型自立訓練(自立訓練(生活訓練)のうち、利用者に対して おいて、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うも *利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数とする	のをいう。)の利用者
① 従業員の員数等 □ 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、事業所ごとに1以上	
口 生活支援員のうち、1人以上は常勤であること。	
□ (訪問による自立訓練(生活訓練)) 利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を提供する 従業員に加え、訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支持	
□ これらの従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。 支障がない場合はこの限りでない。	ただし、利用者の支援に
□ 利用者の数が60人以下 1人以上 利用者の数が61人以上 利用者の数が60を超えて40又はその端数	
て得た数以上 *利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数。	
□ 1人以上は常勤の者であること。	
② サービス管理責任者 口 利用者60人の範囲であり、宿泊型自立訓練と他の日中活動サービスの兼務。	くのサービス管理責任者
□ 利用者60人の範囲であり、共同生活介護・共同生活援助のサービス 事業所加配分のサービス管理責任者の兼務。	管理責任者又は大規模
□ 利用者に対するサービス提供に支障がなく、他の職種を兼務(ただし 換算に算入不可)	、兼務した職種の常勤
□ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格) 若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者 又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者。	に該当する者
□ 事業所ごとに配置すること。	
□ 専ら指定に係る事業所の管理業務に従事する者であること。	
□ ただし、自立訓練(生活訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当練)事業所の他の職務に従事し、又は当該自立訓練(生活訓練)事業等の職務に従事することができる。	á該自立訓練(生活訓 ἔ所以外の事業所、施設
□ 自立訓練(生活訓練)事業者は、自立訓練(生活訓練)事業所(主たる理運営する事業所(従たる事業所)を設置することができる。	る事業所)と一体的に管
④従たる事業所 □ 利用定員 宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)は6人以上 宿泊型自立訓練は10人以上	0

(2) 設備に関する基準

□ 利用定員 20人以上 宿治型自立訓練を伊せて行う場合 宿治型自立訓練 10人以上 宿治型自立訓練 10人以上 宿治型自立訓練 10人以上 宿治型自立訓練 (上法訓練) 事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日服、接光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 (設備の基準) 目立訓練(生活訓練)事業所に訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他連 営に必要な設備を設けなければならない、ただし他の社会福施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を明停できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないにないことができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないにないことができる。	(4) 欧洲に関する金牛	
宿泊型自立訓練(以外の自立訓練(生活訓練) 20人以上 (構造設備) (構造設備) 自立訓練(生活訓練)事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日原、採光、接気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。(設備の基準) 自立訓練(生活訓練)事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない、ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を持ずきる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練「作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 一 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 一 機面所 利用者の特性に応じたものであること。 一 優所 利用者の特性に応じたものであること。 一 多目的室その他の運営上必要な設備 一 相談室及び多目的室上必要な設備 一 相談室及び多目的室上必要な設備 一 相談室及び多目的室上を表表に表現であること。 一 海路重及び多目的室上を表表に入れること。 一 海路重及び多目の室上、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) 一 上記の設備は、東の当議自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 日 自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 日 立いたができる。 こ 二 ための設備は、東の当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 日 自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただは、利用者の支援に支障がない場合はこの環じではない。 日 立い様を整備をいて、次のいずれかの要性を法律第3でよる単常の全職がを加えま物があるで、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認かたときは、耐火建築物という。アウラー設備の設置所における防火区面の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 正 非常等報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な選述の可能な様もであること。 正 選出口の増設、機送を容易に行うために十分な順員を有する避難の確保等により、円滑な運動が可能な構造であること。 正 選出口の増設、機送を容易に行うために十分な順員を有する避難の確保等により、円滑な選述が可能な構造であり、かつ、選難訓練を頻繁に実施すること、配管人員を		□ 利用定員 20人以上
福泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練) 20人以上 (構造設備) 日立訓練(生活訓練) 事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かっ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 (設備の基準) 自立訓練(生活訓練)事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他連営に必要な影像を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 日談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切りをの措置を講じること。 「洗面所 利用者の特性に応じたものであること。 「便所 利用者の特性に応じたものであること。 「身目的室その他の運営上必要な設備 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) 「上記の設備に加え、次の設備を設ける。 居室 居室の重積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 「高空 自立訓練を行う場合) 「上記の設備に応したものであること。 「高泡型自立訓練を行う場合、「高温・東所の用に供するものでなければならない。とができる。 「本語の設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の表性に応じたものであること。 「高泡型自立訓練(生活訓練)事業所の建筑(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 「由立訓練(生活訓練)事業所の建筑(生活制度)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 「上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の見を聞いて、次のいずれがの要件を満たず未造かつ平に建定物をして、前火、建築物で、1、または、一、またが、または、一、または、しまれば、、または、または、、または、しまれば、、または、、または、、または、、または、、または、、または、、または、、また	① 利用定員	
(構造設備) □ 自立訓練(生活訓練)事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 (設備の基準) □ 自立訓練(生活訓練)事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただしの社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の教果的な運営を別待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないいたとを有すること。 □ 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がないなさを有すること。 □ 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がないなさを有すること。 □ 機工 利用者の特性に応じたものであること。 □ 機工 利用者の特性に応じたものであること。 □ 海面所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 海面所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 居室の定員は1人とする。 □ 居室の定員は1人とする。 □ 居室の定員は1人とする。 □ 居室の定員は1人とする。 □ 居室の定員は1人とする。 □ 居室の定員は1人とする。 □ 内部を設備(単活訓練)事業所のまでは、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、東ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない所属の建物をいっただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物をによるに、利用者の日の設備は、東ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の別に規定する準耐火建築物をいう。)でない。とだし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の関いて、次のいずれかの要性を法律気の目の第定条第9号の2に規定する準耐火建築物をいう。)でない。 □ 上記の規定にたかからず、都道府県知事が火災分野、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を関いて、次のいずれかの要性を法権を満たす大きかつ平屋壁であること。 □ 本の対域に表すると表記であること。 □ 本の対域に表するにあり、対域に表する主により、初期消火及び延焼の削制に配慮した構造であること。 □ 非常等報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な選が可能な様造であること。 □ 選醒口の増設、機送を容易に下ろかしに十分な順員を有する避難の確保等により、円滑な可能な様造であること。 □ 選醒口の増設、機送を容易に下ろかしに十分な順長を有する避難をの確保等により、円滑な選が可能な様造であり、かつ、遅軽訓練を頻繁に実施すること、配管人員を		
□ 自立訓練(生活訓練)事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 (設備の基準) □ 自立訓練(生活訓練)事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を剥待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 □ 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 □ 持護 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 使所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備 □ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室 屋室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 冷室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 市場 自動 自動 に表し、中央を持ち、1.43平方メートル以上とする。 富泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物を除く、)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物でいただし、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、大門、		伯汨空日立訓練以外の日立訓練(生活訓練) 20人以上
つ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。 (設備の基準) 目立訓練(生活訓練)事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 一 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 一 法面所 利用者の特性に応じたものであること。 一 母目的室その他の運営上必要な設備 一 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 居室の定員は1人とする。 居室の定員は1人とする。 居室の定員は1人とする。 居室の定員は1人とする。 日本型自立訓練を行う場合・		(構造設備)
たものであること。 (段備の基準) 「自立訓練(生活訓練)事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉設等の設備を利用することにより当該負自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 訓練又は作業に支障がないだきを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 「機動所 利用者の特性に応じたものであること。 「海面所 利用者の特性に応じたものであること。 「多目的室その他の運営上必要な設備 「相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。(宿泊型自立訓練を行う場合)」上記の設備に加え、次の設備を設ける。 「居室 居室の定員は1人とする。居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。に有泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、訓練・作業室を設けないことができる。 これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 「自立訓練(生活訓練)事業所の理例、特生活のために使用しない附属の建物を除く、)は耐火建築物(開発第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でたに、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 「自立訓練(生活訓練)事業所の理例、世生活のために使用しない附属の建物を除く、)は耐火建築物(開発第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でただ、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する都の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物をあって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物のは単本が工事があって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物のは単本が工事があって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建発が可能なものであること。 エポースプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配流し、指導であること。 連難口の増設、機送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な道と活動が可能なも適であること。 連難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な遅延移が可能な構造であり、かつ、遅難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
(設備の基準) □自立訓練(生活訓練)事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 □訓練・作業室 訓練又は作業に支限がない広さを有すること。訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 □ 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 毎 日的室その他運営上必要な設備 □ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 □ 溶室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 市場での動情に応じたものであること。 □ 市場での動情は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 □ 心とができる。 □ これらの設備に加え、次の設備を第等を除き、7.43平方メートル以上とする。 □ 治型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の理りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ ただし、利用者の支援で支援等の号の3に規定する単析り定数をあること。 □ スプリンクラー設備の設置、形式を発動に対して係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物のは単断、建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、利期消火及び延焼の抑制に配成した構造であること。 □ 非常等報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 □ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な選集が可能な構造であり、かつ、選難訓練を頻繁に実施すること。配置人員を		
□ 自立訓練(生活訓練)事業所は訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室をつ他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 □ 訓練・作業室 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 □ 機関室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 使所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室とのの運営上必要な設備 □ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室 配室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 □ 溶血型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けない。 □ ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の開に供するものでなければならない。 □ たれらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。 □ たがし、ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない、ただし、利用方の支援で支配する場所の関いではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の理性であるのであるに、別様で表別では、対していた。 □ に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対		
により当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待できる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練・簡素を関するとのであること。 訓練・簡素を関するとのであること。 一根設室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 一規面所 利用者の特性に応じたものであること。 一度所 利用者の特性に応じたものであること。 多目的室その他の運営上必要な設備 一相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 居室 居室の定員は1人とする。 居室 居室の直積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 「治型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所のあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 「これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 自立訓練(生活訓練)事業所の建物が利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く、い方がより変多が、建築基準よい関和26年表達第201号)第2条9号の日に規定する事を除く、い方は少建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する革耐火建築物をいう。)でな 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な避難が可能な者のであること。 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な者を可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。		
□ 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 □ 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 便所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 便所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室をの他の運営上必要な設備 □ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室 居室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ にれらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の理りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の理りにはない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の理りにはない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の理りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の理りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建りてはない。 □ 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業がの見達で聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の見きでいて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するよそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 □ 非常報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であり、かつ、選難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 日 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。		
□ 相談室 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。 □ 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 使所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備 □ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室の戸員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 □ 浴室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法、昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)すたは準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)すたは、耐水建築物をであって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物スは準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 こ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 こ 選難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な消費が可能な構造であり、かつ、選難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
□ 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 使所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備 □ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室 居室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 「宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法、昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)では、対策を表で、のでは、対策を表で、対域が対策を表で、表で、表で、対策を表で、表で、対策を表で、対策を表で、対策を表で、対策を表で、対策を表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表で、表		
□ 使所 利用者の特性に応じたものであること。 □ 多目的室その他の運営上必要な設備 □ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室 居室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 「居室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物(主義対した)。)または準耐火建築物(高条第9号の3に規定する準耐火建築物を収益がある。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でないまたが、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす本造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 □ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ■ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な消火活動が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
□ 多目的室その他の運営上必要な設備 □ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室 居室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 ○ 治室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除念。)は耐火建築物(建築基準法、昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな □ 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 - スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 - 選難の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避敗が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
□ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。 (宿泊型自立訓練を行う場合) □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室 居室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 日 治室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法、昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな □ 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす未造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 □ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
(宿泊型自立訓練を行う場合) □ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 □ 浴室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物を使く。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準助火建築物をいう。)でな、または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準助火建築物をいう。)でな、上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有る者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 こ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
□ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。 □ 居室 居室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 □ 浴室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けない。とができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。) または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する神人建築物をいう。) でない。 とこの規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 □ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な選難が可能なものであること。 □ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		□ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。
② 設備及び備品 □ 居室 居室の定員は1人とする。 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。 □ 浴室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな □ 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 □ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 □ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		(宿泊型自立訓練を行う場合)
② 設備及び備品 □ 溶室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)すたは準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でない。 □ 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 □ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 □ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		□ 上記の設備に加え、次の設備を設ける。
□ 浴室 利用者の特性に応じたものであること。 □ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな。 □ 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 こ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
□ 宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、訓練・作業室を設けないことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな □ 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 こ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を	② 設備及び備品	居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平万メートル以上とする。
いことができる。 □ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな □ 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		□ 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
□ これらの設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 □ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でないまれかの要件を満たする造場を開いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
い。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		いことができる。
□ 自立訓練(生活訓練)事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな □ 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 □ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 □ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 □ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
除く。)は耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな 上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 - スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
建築物をいう。)または準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でな 「上記の規定にかかわらず、都道府県知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
る者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
る者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		ロート記の担守にかかわたず、教道府側如東がル巛る院、治ル活動等に関し東明的知識を方式
建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 - スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		る者の意見を聞いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練
 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を 		
するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		
円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を		三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、
増負すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。		円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を
		増貝すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
相見りるにすにあり、八久ツ豚ツ川州は甦栽がり彫みひりにの		配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、 円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を

(3) その他

宿泊型自立訓練に関する 経過措置

・精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設の場合

(居室の定員 2人以下 利用者1人あたりの床面積 4.4平方メートル以上 ・精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮の場合 (居室の定員 4人以下 利用者1人あたりの床面積 6.6平方メートル以上)